

第2次鎌倉市まち美化行動計画

I 計画の基本的事項

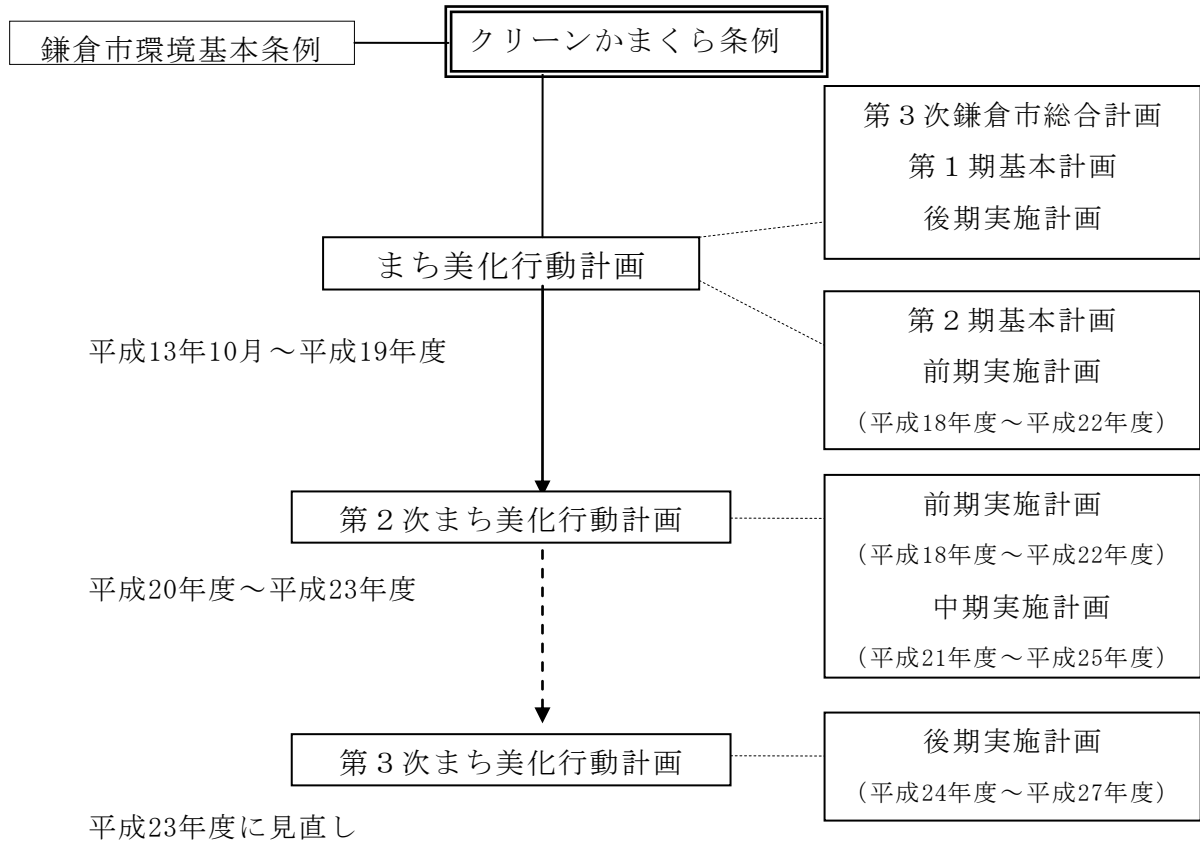
1 第2次まち美化行動計画の経過

鎌倉市では、ごみの散乱のない美しいまちをつくるため、平成13年3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（クリーンかまくら条例）を制定しました。そして、同年10月に、市、市民、事業者、滞在者が果たすべき役割に応じた、それぞれの具体的な取組を「鎌倉市まち美化行動計画」として策定し、それに基づき様々な事業を実施してきましたが、歩行喫煙や散乱ごみなどの苦情は今もって寄せられています。一方、策定から5年以上経過する中で、都市景観への関心の高まりなど社会状況の変化に対応することも求められています。

このため、鎌倉市まち美化推進協議会の意見を聴き、まち美化行動計画を変更しました。

変更にあたりましては、鎌倉市の総合計画と連動性を持たせ「実施計画」と計画期間を合わせています。そして、前期実施計画の基本計画目標「散乱ごみや落書き防止への取組は、市民等の連携や協働での取組が不可欠なため、今後も協働体制の維持、充実を図ります。」を確認し、さらに市民との協働・連携を推進することとしています。

2 第2次まち美化行動計画の位置づけ及び計画期間



3 第2次まち美化行動計画の特徴

このたびの計画では、市民、事業者、滞在者等と行政が連携して効果的かつ継続的な取組を進めるため、それぞれの実施主体別に、次に掲げる事項を特徴としたより具体的な取組を示しました。

- ① まち美化推進重点区域の位置づけの明確化
- ② 町内会・自治会、商店街等地域社会やボランティア団体との連携強化
- ③ 歩行禁煙への啓発・協力の推進

4 第2次まち美化行動計画の進行管理

- (1) 市の役割の重点事項については、各年度の指標を設定します。
- (2) 年度終了後に実施事業の評価を行います。
- (3) 重点事項の選定に当たっては、鎌倉市まち美化推進協議会の意見を聴きます。

Ⅱ 第2次まち美化行動計画

(＊ゴシック体で表示されている事項は重点事項を示します。)

1 市の役割

A 美化推進活動事項

- ① 駅周辺の道路の清潔保持
 - ・ 美化活動ボランティア等が収集したごみを回収します。
 - ・ 放置自転車等監視員^{※1}等と連携してまちの美化活動を行います。
- ② 観光散乱ごみ分別式大型ごみ容器の設置と周辺の清掃
 - ・ ごみ容器周辺を清潔に保ちます。
- ③ 不法投棄物の処理
 - ・ 不法投棄されやすい箇所に防止看板を設置します。
 - ・ 不法投棄物発見の通報等があったときには、警察等関係機関と協議し、速やかに回収等処理を行います。
 - ・ 不法投棄監視パトロールを実施します。
- ④ 各種イベントでの清掃活動
 - ・ イベント等の開催時には実施計画書に清掃に関する項目を付記します。
- ⑤ アダプト・プログラム^{※2}の推進
 - ・ 道路や河川の清掃、除草などさまざまなアダプト・プログラムを進めます。
 - ・ **特にまち美化推進重点区域でアダプト・プログラムを進めます。**
- ⑥ 歩行禁煙の推進と吸い殻の散乱防止
 - ・ **吸殻ポイ捨て防止のため、駅周辺等に喫煙場所を検討します。**
 - ・ **歩行禁煙を周知する標示板を設置します。**
- ⑦ 「違法屋外広告物以外のはり紙^{※3}」への対応
 - ・ 「違反屋外広告物以外のはり紙」を発見したときや通報があったときには、所有者等に除却の協力を求めます。
- ⑧ 市施設周辺の清潔保持
 - ・ 市施設周辺を清掃します。

※1 放置自転車等監視員

駅前自転車放置監視区域を循環し、放置自転車の適正な管理をするために市が委託した作業従事者。

※2 アダプト・プログラム

「アダプト」とは「養子にする」ことを意味し、ボランティアとなる地域住民や企業が道路や公園、海岸など一定の公共の場所を子どもに見立て、定期的に清掃することで、地域を大切に慈しんでいこうということから名づけられた制度。

	<p>※3 「違反屋外広告物以外のはり紙」</p> <p>表示することが禁止されている物件（電柱、樹木等）にはってあるはり紙のうち、一定のイメージや観念等を読み取ることができる「違反屋外広告物」については、現在、都市景観課が除去しています。ここでは、それ以外の「はり紙」を指します。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">B 美化意識の啓発事項</p>	<p>①ごみ散乱防止等の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 散乱ごみ防止についての取組事例集を作成し配布します。 ・ 鎌倉駅地下ギャラリー等でまち美化活動について掲示します。 ・ 条例、行動計画、重点区域等のリーフレット、ポスター等を作成し周知します。 ・ 鎌倉FM、鎌倉ケーブルテレビ等にポイ捨て禁止や歩行禁煙について放送を依頼します。 <p>②歩行禁煙啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特にまち美化推進重点区域内で路上禁煙指導員による啓発を進めます。 ・ バスなど公共交通機関へ歩行禁煙について車内放送を行うよう協力を求めます。 <p>③まち美化推進員^{※1}との連携によるクリーンキャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人通りの多い区域（駅周辺等）で歩行禁煙等の協力について呼びかけるとともに、清掃活動を実施します。 ・ 観光スポット等で歩行禁煙等について呼びかけを行い、観光客等へ協力を求めます。 <p>④児童、生徒への環境教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の小中学校・高校に各種美化活動への参加を促します。 ・ 市内の小中学生を対象とした作文、絵画コンクール等を実施します。 ・ 美化活動等環境に関する出前講座を開催します。 <p>※1 まち美化推進員</p> <p>まち美化に関する啓発や調査をするために市長が委嘱した市民協力員。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">C 市滞・在 市者 市民等 の事 連業 携者 事 項</p>	<p>①美化関連団体等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美化活動団体等によるイベント時には、ごみ収集や市民への情報提供などについて連携協力します。 <p>②市、市民団体、商店街、自治会・町内会、事業者、滞在者等が連携した美化活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、事業者、滞在者等と連携し、「クリーンアップ鎌倉」市内一斉清掃活動を進めます。 ・ 通い道クリーン運動^{※2}を実施します。

<p>C 市滞 ・在 市者 民等 ・の 事連 業携 者事 ・項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ まち美化推進員や違反屋外広告物除却協力員^{*3}などと連携し、不法投棄物や違反屋外広告物以外のはり紙等の発見と迅速な対応を進めます。 <p>※2 通い道クリーン運動</p> <p>通勤、通学、買い物、散歩などの途中で散乱ごみを拾い、自宅や勤務先、学校、拠点回収のごみ箱に入れる美化活動。ごみをポイ捨てしないことも活動の一步となります。</p> <p>※3 違反屋外広告物除却協力員</p> <p>電柱等屋外にはられた違反屋外広告物を除去するなど景観を守るために市長が委嘱した市民協力員。</p>
<p>D 美 化 活 動 に 関 す る 支 援 事 項</p>	<p>①自治会・町内会等による美化清掃活動時のごみ回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統一クリーンデー、アダプト・プログラムなどのクリーン活動で収集したごみを回収します。 <p>②清掃用具の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーン活動の際に必要なごみ袋、トング等を支援します。 <p>③自主的なまち美化活動に対する表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境美化推進に尽力した人やグループを表彰します。 <p>④まち美化情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動団体等の活動についてのチラシを公共施設に配置し、また、ホームページ等に掲載するなど、まち美化情報を発信します。 ・ 市・市民・事業者等との連携・協力団体「クリーンかまくら連絡会」とまち美化活動についての情報を共有します。

2 市民の役割

<p>A 美 化 推 進 活 動 事 項</p>	<p>①自治会・町内会等による美化清掃活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会・町内会は統一クリーンデーにクリーン活動を実施します。（原則として毎月第一日曜日） ・ クリーンアップかまくら等美化活動に参加します。 ・ 地域のお祭り等イベント終了後には清掃活動をします。 ・ 自宅周辺の清掃（門掃き）を行います。特にまち美化推進重点区域については、他の区域のモデルとなるよう門掃きを励行します。 <p>②不法投棄物の発見・通報の協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路などで不法投棄物を発見したときには市に通報します。 <p>③アダプト・プログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や河川の清掃、除草などさまざまなアダプト・プログラムに取り組みます。
--	---

<p>A 美 化 推 進 活 動 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特にまち美化推進重点区域でアダプト・プログラムに取り組みます。 <p>④ごみ排出ルール・マナーの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ出しのマナーを守り、廃棄物減量化推進員と連携して、クリーンステーションの周囲を清潔に保ちます。 <p>⑤喫煙者のマナーの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路・公園・海岸等で、歩きながら喫煙をしません。 ・ 携帯用吸い殻入れを携行し、吸い殻をポイ捨てしません。 <p>⑥所有地・管理地の清潔保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有・管理している土地をごみの散乱や雑草が著しく繁茂することがないよう適切に保ちます。 <p>⑦自動車、バイク、自転車等走行中のマナーの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ袋を用意するなど車外にごみを散乱させません。 ・ 自動車、バイク、自転車等から吸い殻等をポイ捨てしません。
<p>B 美 化 意 識 の 啓 発 事 項</p>	<p>①自治会・町内会等による美化清掃活動と啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美化活動などの開催時には自治会・町内会の広報紙へ掲載し、住民に呼びかけます。 <p>②まち美化推進員による啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まち美化推進員は市内・町内など一斉のまち美化清掃活動の際、地域の人に呼びかけをします。 ・ まち美化推進員は喫煙者のマナー遵守について啓発します。
<p>C 市 滞 在 者 等 の 事 業 者 等 と の 連 携 事 項</p>	<p>① 市、市民団体、商店街、自治会・町内会、事業者、寺社、滞在者等が連携した美化活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通い道クリーン運動を実施します。 ・ 地域で行われる美化活動に参加します。

3 事業者の役割

<p>A 美 化 推 進 活 動 事 項</p>	<p>①地域のまち美化活動への参加(連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元自治会・町内会と連携して清掃活動を行います。 ・ 事業所、店舗前を清掃します。 ・ クリーンアップかまくら等クリーン活動のイベントへ参加します。 <p>②アダプト・プログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や河川の清掃、除草などさまざまなアダプト・プログラム取り組みます。 ・ 特にまち美化推進重点区域でアダプト・プログラムに取り組みます。
--	--

A 美化 推進 活動 事項	<p>③ごみ排出ルールの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ出しのルールを守り、ごみ排出場所の周囲を清潔に保ちます。 <p>④回収容器の設置と周囲の清潔保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スーパー・コンビニなどで、ごみ分別回収容器を設置します。 ・ 自動販売機による容器入り飲料販売事業者は回収容器を設置します。 ・ 自販機設置場所の管理者は販売事業者とともに、回収容器及びその周囲を清潔に保ちます。 <p>⑤所有地・管理地の清潔保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有・管理している土地をごみの散乱や雑草が著しく繁茂することがないよう適切に保ちます。
B 美化 意識 の 啓 発 事 項	<p>① バスなど公共交通機関での車内放送で啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の車内放送で歩行禁煙やごみ持ち帰り等について啓発します。 <p>②従業員への研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市主催の環境関連の研修会へ参加します。 ・ 事業所内研修を活用し、まち美化意識について啓発します。 <p>③消費者へのごみの散乱防止の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品へポイ捨て禁止について掲載します。 ・ 商店街等の広報放送でごみの散乱防止について啓発します。 <p>④たばこ自販機への歩行禁煙啓発ステッカー貼付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ たばこ自販機設置事業者は自販機に歩行禁煙啓発ステッカーを貼付します。
C 滞 在 者 等 の 連 携 事 項	<p>①市、市民団体、商店街、自治会・町内会、事業者、寺社、滞在者等が連携した美化活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通り道クリーン運動を実施します。 ・ 地域で行われる美化活動に参加します。

4 滞在者の役割

A 美化 推進 活動 事項	<p>① 美化活動への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市、地域、各種団体等が実施する美化・啓発活動へ参加します。 <p>② まち美化マナーの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自らが出したごみは持ち帰ります。 ・ 自販機で買った空き缶などは回収容器に入れ、ポイ捨てをしません。 <p>③ 喫煙者のマナーの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路・公園・海岸等で、歩きながら喫煙をしません。 ・ 携帯用吸い殻入れを携行し、吸い殻をポイ捨てしません。 <p>④ 自動車、バイク、自転車等走行中のマナーの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ袋を用意するなど車外にごみを散乱させません。 ・ 自動車、バイク、自転車等から吸い殻等をポイ捨てしません。
---------------------------	---